

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年12月21日（木）17:00～18:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学 客員教授、医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|------------------------|
| 諏訪 克之 | 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 |
| 小野 陽介 | 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課課長補佐 |
| 岡 康平 | 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 |

<提案者>

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 設楽 将義 | 一般社団法人日本ビューティー創生本部代表理事 |
| 丸山 鎮仁 | 一般財団法人日本理容財団理事 |
| 高田 学 | 一般社団法人日本ビューティー創生本部理事 |
| 下地 宏和 | 尼崎理容美容専門学校役員・評議員
姫路理容美容専門学校特別教員 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 元木 要 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案
 - 3 閉会
-

○元木参事官 それでは、定刻になりましたので国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始させていただきます。

本日の議題は「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」ということでございまして、一般社団法人日本ビューティー創生本部の皆様には、こちらの会議室で御出席をいただいております。また、厚生労働省の皆様にはオンラインで御出席をいただいております。

本日の資料でございますけれども、日本ビューティー創生本部と厚生労働省の両方から御提出をいただいております。公開予定でございます。

本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、日本ビューティー創生本部から5分程度で御説明をいただき、続いて、厚生労働省から5分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をお願いいたします。

○中川座長 関係者の皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これから「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」につきまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

早速ではございますけれども、日本ビューティー創生本部のほうから御説明をお願いいたします。

○高田理事 日本ビューティー創生本部の高田と申します。よろしくお願いいたします。

前回のワーキンググループのヒアリングを踏まえまして、委員の方から御質問いただいた内容について、私どもとして回答のほうをお持ちしております。

まず、菅原委員から御質問をいただいていた理容師が減少して美容師が増えている中で、両者を併せて今後の対応を考えていくのがポイントではないかという点につきましては確かに理容業界・美容業界というのは日本独自の制度で分かれているというのがあります、それぞれの中で理容はシェービング、美容はメイクということで特徴的な技術があるかと思えます。その特徴的な技術自体はそのまま残していく中で、共通する部分については両者がそれぞれで共通して考えていくということで、総合調髪をメインとしてやっていくということに重点を置いて、今後の修学内容を検討していきたいと思っております。

また、堀委員から御質問があった平成7年の法改正のことで、実地修練が廃止されたということがありますが、これについて今後、実地修練を止めたことで、どのような不具合と、どのような効果があったのかというのを検討してほしいということがあったと思えます。平成7年以降、確かに実地修練がなくなったことで、インターン先での労働環境が劣悪だったとかというような案件は徐々になくなってきたかと思うのですが、その反面、現場に特化した技術が学べないということが課題で上がってしまっていて、今、現実的に理容師・美容師の離職率が1年で50%、ここは多い数字になってはいますが、3年で80%程度離職してしまうということが挙げられています。この理由の一番は低賃金の問題が挙げ

られるので、実地修練がなくなったことについて、業界に結構インパクト的な不経済が発生しているのではないかと考えております。

その他、前回の提案ですと、我々の提案がシェービングに特化した新しい資格をつくらうとしているのではないかという御質問があったかと思うのですが、前回のワーキングを踏まえまして、私どもとしては、あくまで理容師のコアな技術は当然シェービングであると思うのですけれども、それに特化した資格をつくるというのではなくて、現場で使える技術を養成施設の中で学んでいきたい。それをやることによって、養成施設を卒業した方が早くから理容業界・美容業界で活躍できる、そういう理容師をつかっていきたいというのが目的で、私どもの提案としては実地修練をもう一度復活というか、実地修練に準じたような時間割をつくらせていただいて、それで、将来にわたる理容師・美容師を育成していきたいと考えております。

今回の提案につきましても、そこら辺に重点を置いて厚生労働省の方々と議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

我々の主張としては、一旦こちらで終わらせていただきます。

○中川座長 日本ビューティー創生本部の提案というのは、この場で御説明いただいて厚生労働省のほうに御回答いただくのだと思うのですが、それは何も説明しなくてもよろしいのですか。

○高田理事 私どもの提案としては、資料の8ページの案2の部分で、この時間割の再編成を特区の中で認めていただきたいというところが主な提案になります。

○中川座長 厚生労働省に御回答いただくために御提案を御説明いただくのが今回の趣旨で、この前のワーキンググループに対する我々の問題意識に対してお答えをいただくのがメインではないので、それはきちんと御説明いただいたほうがよろしいかと思えます。

○高田理事 分かりました。

私どもの提案としては、8～9ページに書いてあるとおり、今まで2年間の中で座学と実習を交互にやっていたところがある部分を、1年間で座学を学び、2年目はインターンで現場に精通する技術を効果的に学習したいというカリキュラムにさせていただけないかというのが提案になります。

背景としては、前回のワーキンググループヒアリングでもありましたとおり、今、養成施設を出て現場に入った美容師・理容師の方が、アシスタントという期間を3年以上経過しないと、実際にお金が稼げるようなスタイリストというような位置付けの技術者になれない。そのアシスタント期間というのが、かなり理容師・美容師の方に不経済に働いている部分がありまして、奨学金の問題も、なかなか奨学金が返せなくて理容師・美容師を辞めてしまう、もう少し稼げる業界に行ってしまうといった背景などもあるので、できるだけ現場で学べる技術を早く覚えさせてあげたい。今、実際に理容師・美容師の養成施設でやっていることが、どちらかというとな国家試験合格をメインとした学習が多いので、なかなかこちらが現場の技術とリンクしていないというのが問題になっているところなんです。

この部分を埋めていきたいというのが我々の一番の主張する部分であります。

○中川座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、厚生労働省のほうから御説明をお願いいたします。

○諏訪課長 厚生労働省生活衛生課でございます。諏訪と申します。

それでは、私どものほうから御用意させていただいている資料に基づきまして説明をさせていただきます。

厚生労働省提出資料の2ページになります。まず、理容師制度につきましては理容師免許、これは理容師法に基づく国家資格でございます。そして、二つ目のポツに書いてございますように、理容師の免許を受けた方でなければ理容を業としてはならないという形で、業務独占資格という位置付けになっているものでございます。

次に、3ページにお移りいただきまして、理容師の資格取得の流れでございますけれども、現在、高校卒業後、理容師養成施設におきまして、通常2年以上の過程を経て、国家試験を受けて大臣免許という流れになってございます。他方で、養成施設の中で、この箱の中にもございますように、修得者課程というものを下段のほうに記載してございますが、これは平成29年の改正で新しくできたものでございまして、要は美容師の免許を持っていられる方については通常の半分の課程、1年で修学を終えることができるというものが新しく設置されているところでございます。

4ページには国家試験の内容を示させていただいております。二つ目の矢羽根にございますように、筆記試験、また、実技試験が課されているというものでございます。

その後、5～6ページは理容師に関わりますデータを付けさせていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

7ページ以降に、理容師制度のこれまでの主な変遷について記載をさせていただいております。焦点になってございますように、平成7年に大きな理容師法の改正がございまして、下の箱にございますように、従前、まず養成施設で1年、それを修学した後に実地修練というものが1年行われて、その後に国家試験を受けて理容師になるところでございました。法改正後は、従前、都道府県知事免許だったものが大臣免許になりまして、高校卒業後に2年間通うというような形になったものでございます。それに伴いまして、実地修練については廃止をされているというものでございます。実地修練の廃止については、厳しい労働環境下に置かれていたということ、また、技術修得という面におきましても必ずしも効果的ではなかったということを踏まえて廃止となったと承知をしております。

8ページ、その後の理容師制度については随時見直しが行なわれているところでございます。高度化・多様化する顧客ニーズに応えられる人材育成という目的で見直しを行ってございます。(2)のところには平成29年の改正も記させていただいておりますが、一つ目の○にございますように、教科の内容につきましても理容業により特化した内容になるよというところでの見直しも行いましたし、また、二つ目の○でございまして、先ほど少

し御紹介させていただきましたように、ダブルライセンスをしやすい環境をつくるということで修得者課程が新しく設定されたというような状況でございます。

9ページから3枚ほどは、29年体制での教科課目の見直しでございましたり、修得者課程の内容について少し御紹介をさせていただいております。説明は省略でございます。

12ページは、提案者のほうから出していただきました資料の中身について、私どもの見解を書かせていただいております。まず、理容師を取り巻く状況ということで、今般の養成課程変更の提案背景としていくつか記載をいただいているところでございます。アシスタント期間の問題、また、そこでの賃金水準の問題、早期離職の問題等でございます。また、離職の大きな要因としては養成校におけます教育内容が現場と乖離をしているというような御認識を示されているところでございます。

この点につきまして、矢印の下のところで書いてございますが、私どもといたしましては、そうしたアシスタント期間等につきましては各店舗において自律的に決めていただいていることかと存じますし、また、早期離職の問題も含めまして、こうした問題につきましては養成課程の問題のみならず、就業後の職場環境の側面も多分にあるものと考えているところでございます。

また、二つ目の○にございますように、養成制度につきましては、これまでも様々、その都度、その時点でのニーズを踏まえまして、必要な知識・技術を修得できるように、累次にわたる見直しを行ってきたところでございます。その都度、関係者の御意見を伺いながらやってきたところでございます。

13ページ、資料上につきましては二つの案を提案いただいていると承知をしてございましたので、まず、13ページでは案の1ということで、コア技術に特化した免許制度という御提案であったという承知をしております。

その点につきましては1ポツのところでございますけれども、一つ目の○では、今ほど申し上げましたように、理容師制度はこれまでも随時しっかりと見直しを行ってまいりましたという点、二つ目の○におきまして、提案のコア技術に特化した教科課程において養成していくということになりますと、理容師に向けられたニーズというのは種々ございます。例えばヘアカラーとかパーマ等もございまして、そうした種類の理容ニーズが現在あるという状況であるにもかかわらず、それを捨象した養成課程をつくろうという御提案であると承知をしてございまして、本来はこれらを含めて理容師として一体的に修得すべき知識・技術であると考えてございます。

したがって、御提案の内容によって養成された場合におきまして、理容師と同等の資格付与というのは困難ではないかと考えてございます。

また、提案者のほうではヘアカラーとかパーマとかの技術については資格取得後に独自に修得されるというようなことをおっしゃっているわけでございますが、そうした場合であったとしても、当該理容行為を業として行うということであれば、それは免許制度の趣旨に反して許されないと考えてございます。

2 ポツ以降に提案理由を認めた場合の懸念ということで、1 点目は制度管理面でございます。二つ目の○でございますように、提案に沿って養成された方がコア技術以外の理容行為を行った場合については、無資格者による理容行為と法律上は評価せざるを得ないものと考えてございます。

その場合、三つ目の○でございますように、そうした限定的な技術を有する方と一般の理容師の方が同一店舗内で働いてらっしゃるという環境下におきましては、行政としてその実態を監視・指導をしていくというのはなかなか難しい制度になってしまうと捉えているところでございます。

また(2)でございますように、養成される方の将来のキャリアという点でも懸念が大いにあると考えてございまして、将来にわたって、その方は本来理容師に求められるサービス全般を網羅的に提供することができないということで、キャリア形成に大きな支障が出るのではないかと考えているところです。

14ページは案の2のほうについてのコメントでございます。1 ポツのところは平成7年の改正の目的・趣旨というところございまして、平成7年の改正によりまして、実地修練を廃止し、現在の養成の考え方につきましては、養成施設の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術については全て網羅的に修得させるということを目的としたものでございます。提案の内容は、実態としては従前の実地修練と同等の仕組みということでございまして、これになりますと、改正前に問題となっておりました技術の修得という本来の目的を果たせないという改正前と同じような問題が生じてしまうのではないかと懸念をしております。

また、2番で、仮に提案内容を認めた場合の懸念とございますが、私どもとしては、一つ目の○でございます養成課程におきましては、理論と実習というのは相互に関連付けながら履修していただくということが非常に効果的であろうと思っております、御提案にありますように、座学と実習をそれぞれ完全に分離してしまうことについては問題があるのではないかと考えてございます。

また、二つ目の○でございますように、2年目の実務実習をやっていただくことになりましても、受け入れる店舗の営業形態とか顧客ニーズというのは非常に様々であろうかと考えてございます。どの店舗、どの地域で学ぶかによって、当然修得できる技術についても非常にばらつきが多くなってしまうだろうと考えてございまして、全ての生徒が均質的に必要な基礎的技術を修得するのは、なかなか難しいのではないかと考えているわけでございます。お客様が常時いらっしゃるかどうかということもお店によっては分かりませんし、そうした中で、常に理容行為の実習時間としては期待できない面もあるのではないかと考えているところでございます。

こうした点を含めまして、なかなか御提案の内容をそのまま実行していくことは、特区内であっても難しいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

これから委員の皆様様の御発言を求めますけれども、日本ビューティー創生本部に御質問です。厚生労働省から資料にある案の1と案の2、両方ともお答えいただきましたけれども、御説明では8ページを中心に御説明いただいたように思うのですが、この案の2を中心に議論してもよろしいのでしょうか。

○設楽代表理事 大丈夫です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 最初に御提案者のほうに御質問させていただいてから、厚生労働省とやりとりさせていただきたいと思います。

本日、先ほど中川座長から案の2というところで確認させていただいて、そのとおりということでしたが、全体として御提案を拝見している中で、必ずしも特定の方法にこだわっているというよりは、全体としては業界自体に参入していただいて、仕事を長くしていただけるような方が増えていくための色々な制度的な見直しを求めている。これが根本的にたどり着きたいところということではよろしいでしょうか。

○設楽代表理事 そのとおりです。

○落合座長代理 ありがとうございます。

では、厚生労働省のほうにお伺いしたいと思います。

御提案の内容自体は案の2でお話がありつつも、実際これは、どういう形で理容師を良くしていくかがあるのだろうと思っております。厚生労働省のほうとしても、まず、全体として理容師数自体は増やしていきたいというか、人口減少なので増やすのは無理にしても、厚生労働省提出資料の5ページの図で右肩下がりになっている図が出ております。これ自体は増加するような施策、増加というか、少なくとも減少幅が少なくなるような施策にしていくことは政策的に望ましいと考えられているかどうか、まずお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○諏訪課長 厚生労働省の生活衛生課でございます。

今、落合委員のほうから御指摘をいただいたところでございますが、私どもといたしましても、理容所を今経営されている方々も少し高齢化をされてきて、後継者がいらっしゃらないで辞めてしまうという方もいらっしゃるということでございまして、そうした後継者の問題等々というのは重要な課題であると考えてございます。そういった意味で、若い方々にも魅力ある職業であり続けることが非常に重要であるということは私どもも問題意識としては一緒でございます。

理容業界におきましても、できるだけ多様なニーズに応えられるように、サービスを提

供できるようにしていくということを通じまして、できるだけ客単価が高いというか、付加価値の高いサービスを提供できるように、そうした稼げる業種になるということで、そういったところも、しっかりと若い方にも理解をいただいて参入いただけるように、そういったところで今頑張っていらっしゃるところかなと思います。それを私どもとしても支援させていただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、ダブルライセンスの形で美容師を元々やっていた方の中にも、理容師のほうで行えるようなシェービング技術とか、そういったところに魅力を感じて理容師の資格を取られる方々もいらっしゃるかと思いますので、そうした制度面におきましても措置を講じたところでございますので、引き続きそういったところを普及させていきたいと考えているところでございます。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

その点は、目標としては大枠では一致しているところではないかと思っております。

1点、将来的な仕事の在り方で、厚生労働省の中でも、医薬品の関係であれば、例えば薬剤師、薬局も在り方についてビジョンを出されたり、保健医療についても塩崎大臣のときにビジョンを出されたりということがあったかと思えます。理容師・美容師の業界について、こういう形で全体的に育成というか、そういう形をしていって、業界としてしっかりと、先ほど魅力あるとおっしゃっていただきましたが、まさしくそういう形になるように、業界全体を盛り上げていけるような施策、ビジョンはつくられておられるのでしょうか。

○諏訪課長 生活衛生課でございます。

今、御指摘をいただきましたような薬局でございますとか、例えば薬の産業とか、そういったものについてのビジョンとか、それと同等のものは、まだ私どもとしてもお示しさせていただいている状況ではございませんが、引き続きどういった業であるのかといったところについて明確にしていくということは、魅力を付けていくことが必要であろうと思えます。そういったところは各業界とも色々これからもコミュニケーションを取りながら、何か示せるものがあるかどうかということを考えていきたいところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

全体としては、何が魅力化にとって必要なのかというも需要者のニーズであったりですとか、また、実際の営業の形態が今どうであって、今後どういう形になっていくであろうかを見ながら施策を行っていくことが必要ではないかと思っております。結局試験であったりですとか、研修する内容というのも、最終的にはそこに必要になるような技能、それを安全に行えるかどうか、を整理する中で考えていただくことが重要ではないかと思っております。

その観点で申し上げますと、先ほどおっしゃっていただいたような検討する場であったり、そういうものを作っていただいて、その中で業界の方とも検討していくような枠組みを作っていただくことを御検討いただけないかと思えますが、いかがでしょうか。

○諏訪課長 生活衛生課でございます。

先ほど資料でもお示しをさせていただきましたように、随時重要な見直しを行う際には、関係者の皆様方から御意見を伺いながら、今現場で必要とされているものは何なのか、また、養成課程においてどのようなことが課題になっているのか等を全て検討の俎上に上げて、その上で御議論いただいてきたところでございます。今ほど御指摘をいただきました事項につきましては、今後の在り方を考えるに当たりまして、参考にさせていただきたいと考えてございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

即答はできないと思っておりましたので、そこは本日時点での御回答として十分かなと思いましたが、どうしても1回の制度改正のための検討ということであると、やはり広く見て、打ち手をどうするかが考えにくいと思います。そういった点は、是非総合的に考える機会をまず設置していただければと思います。

ほかの委員の先生方も手を挙げておられるので、私のほうからは一旦以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

御提案者からの御提案の二つ目に関しては、厚生労働省からその提案は受けられないというような御回答が出ていると思うのですが、見比べますと、提案者も平成7年の改正法の前状態に持っていきたいというような御提案ではなく、そこで何か実地研修のときの問題があったことも踏まえて、実務実習を行うサロンは特区内で一定の基準を満たすサロン、例えば三ツ星サロンを想定するというようなことの御提案をいただいているのかなと思っています。

それに対して、厚生労働省の御回答としては、それは従来の実地修練と同等の仕組みだというような御評価であるようなのです。最低賃金を保障した有償インターンという部分は労働力として扱う点で問題だというような理由が一部記載されているのですが、仮に今の座学中心のものうち、一部を実習に振り替えるというような考え方が全く採れないものなのかどうか。また、有償インターンというのが問題であれば、例えば学校からの派遣でサロンのほうに行く、サロンは一定の基準を満たすような有料サロンに限定することであれば、平成7年のときの問題も克服され、実務研修を実際に積むことが可能になり、結果的に履修時間を短縮するという効果も出てくるように思うのです。

まず、提案者としても、そういうような平成7年の問題も踏まえた御提案なのですよ、ということを確認させていただきたいのと、そういう御提案だった場合、問題とされているところがいくつかあるのであれば、どういうものだったら認められるのかということの厚生労働省の見解、この二つをお伺いしたいと思います。

○中川座長 それでは、日本ビューティー創生本部、お願いします。

○設楽代表理事 今おっしゃっていただいたまさしくそのとおりでございます。

実際、1.6か月というダブルライセンスにつきましては、1.6か月というのが定められて

いますけれども、我々の学校で実際にやると、法律で決まっている時間をやるとなった場合でも3か月間で終わってしまうのです。その残りの期間は何をするかというところが、学校側としては非常に問題になっています。学生もその期間は何をしたらいいかというのが実際に現場から上がっている声なのです。

ですから、そういった問題のために、学生が費用を負担する、技術が学べない、現場としては理容師が欲しいという現場が非常に今増えている中で、供給のバランスが崩れているわけです。ですから、現場で学ぶというところを学校で履修時間の中に組み込んでいただきたいというのが今回の私どもの提案の根底にあります。ですから、今の学科とか、決められている法律、色々なものを短くしようというわけではないのです。それはそのまま遵守しながら、現場により近いものを学校で学ぶことによって離職率の改善、低賃金の改善、そういったものが全てクリアになるという我々の認識であります。ですので、今、堀委員におっしゃっていただいたとおりでございます。

以上です。

○中川座長 有償インターンについても学校からの派遣とか、そういうものに切り替えるということについてはそのとおりだと。

○設楽代表理事 まさしく、ですから、現場主義の現場の声を反映された学校教育にしていけないと、理美容師の現場の法律ですから、学校の法律でも何でもないので。理美容師が今平均年収300万円以下です。休みがないです、辞めていくのです。別にサロンがどうのこうのというより、学校がそういう教育をこれまでしてこなかったことによって、こういう結果を招いているというのは事実なものですから、そこを改善しないと、年収を上げようとか、労働環境をよくしようというのも机上の空論にすぎないと思います。

以上です。

○中川座長 厚生労働省、そのような前回改正を踏まえたような御提案だということですが、いかがでしょうか。

○諏訪課長 厚生労働省でございます。

まず、私どもといたしましては、先ほど冒頭で御説明いたしましたように、早期離職の問題等々については、就職後の色々ミスマッチがあるのだろうということでございます。そこについて養成課程のみが理由ではないかというような御指摘については、そこは当たらないのではないかと申し上げているところでございます。

また、今の養成施設の制度そのものにつきましても、先ほど来申し上げてございますように、理容業界の方々を含めた形で、そうした現場の声、現場のニーズに合致しているのかどうかということも含めて、様々な視点で御議論をいただいた上で、現在の制度があるということにつきまして、再度申し上げさせていただきたいと考えてございます。

その上で、2年のカリキュラムにつきましては学校の教育課程で行っていただくという仕組みでございますので、私どもといたしまして、2年のカリキュラムについては、学校として、全体として教育の計画を持っていただいて、全てを学校がちゃんと責任を持って

る形で行っていただくということが必要であろうと考えているところでございます。

現在も座学だけを養成校でやっているわけではございません。当然、実習の時間については養成校の中でもかなり時間を取っていただいているところでございまして、それをしっかりとやっていただくことを前提として、網羅的に履修していただく上で非常に効果的な制度であると、私どもとしては現在考えてございます。

また、先ほどの御提案の形で仮にやったとする場合、提案者のほうから、例えば受け入れ先などなどについて、三ツ星サロンというようなことで、何か自主的に認証されているようなものを例えばお使いになるということで御指摘をいただいているところでございますが、私どもとしては特区でやるということになれば、より普遍的な形で、少なくとも一つのエリア内で行い、かつ全国展開を見据えた形でやられるということかと思いますが、そうしたことを考えると、受け皿としては幅広く一般的な理容所といったところで、こうした御提案の下で1年間生徒をお預かりなさって、その下で様々な教育をやっていただくということは、果たしてそこはフィージブルなのかどうかということで懸念点として挙げさせていただいているところでございます。

特区としての提案ということであれば、そういった点も含めて御検討いただくべきではないかと考えている次第でございます。

○堀委員 ほかの先生方も手を挙げていらっしゃるのでも、簡単ですけれども、30年近く前の改正、御議論された結果ということではあるのですけれども、今の時勢に合ったような履修時間・履修期間になっているのかどうかは検討いただいたほうがいいのではないかと思います。現場がだぶついている、時間が無駄だということを言っているということは、それなりに非効率になっている部分もあるのではないかと思います。

また、1年目と2年目ということで、2年目は丸々1年難しいということであったとしても、より効果的な実習、現場での技術修得みたいなことを合わせて提供できるかどうか。それによって全体がもっとよい理容師養成の仕組みになるのかどうかということは御検討いただいてもいいかなと思いますし、それが特区だからできる、いきなり全国展開ではなくて、ある種検証いただける仕組みでもあると思いましたので、是非特区の制度の中で何ができるかということをお向きに御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員お願いします。

○菅原委員 まず、提案者の方にコメントをいただきたいのですけれども、先ほどの御説明のときに、資格と現場の技術の乖離という話がありました。要は実技試験を合格しても現場で使えないということをおっしゃっているのですか。

○設楽代表理事 おっしゃるとおりです。

○菅原委員 分かりました。

厚生労働省のほうに、今の実技試験では現場で使えないということであれば、まず資格

試験自体を見直す作業をしなければならないのではないかと。

まず、厚生労働省は、そもそも産業政策的視点から考える省庁ではないかもしれませんが、所管している以上は、産業政策ビジョンをきちんと持つ。この業界を中長期的にどういう方向に持っていきたいのかということを確認に示し、現在働いている人も、これから理容師・美容師を志す方に安心と希望を与える必要があると思います。二つ目として、提案者の皆様と厚生労働省では、制度改正後の効果の認識の乖離があるため、是非、改正前と改正後の状況、データ、エビデンスベースで制度改正効果というものを示していただきたいと思います。そのために必要であれば、期限を決めて検討会を設けてほしいと思います。

三つ目ですが、労働環境の問題。厚生労働省が先ほど低賃金により1年で50%、3年で80%程度の離職という現状に関しては、必ずしも今の制度とか資格制度ではなく、現場の労働環境であるとか、ミスマッチもあるとおっしゃっていました。もしそうであれば、以前の制度改正、実地修練廃止のときに、まずやるべきは職場環境改善であって、そこに対する施策は打っているのか。また、ミスマッチというのであれば、ミスマッチを解消するためにどういう対策を打っているのかをお伺いしたいと思います。

以前の改正も実は実地修練を廃止したのは、そこでの丁稚奉公的なきつい環境が最大の問題であるならば、まずは直接的に職場環境の見直しに手を付けて、過去の制度が技術修得には優れていたのであれば残す、という対応をすべきだったのではないかと思います。コメントがあればお願いいたします。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○諏訪課長 厚生労働省でございます。多岐にわたって御指摘をいただきましたので漏れてしまうかもしれません。その際に、また御指摘いただければと思います。

まず、提案者のほうから養成課程、また、試験において実技試験が行われていますが、現場としては使えない技術だということ御指摘があるということについて、それであれば見直すべきではというようなことございました。ただ、先ほど来申し上げておりますように、私どもとしては、現場の立場からのニーズ、また、それに対して養成課程への御意見といったところについては、これまでも丁寧にお伺いをしているところでございます。その上で、業界全体として今ある養成課程について、先ほど来御指摘いただいた表現でいけば、使えないというような御指摘をいただいているとは、現時点で認識をしております。

その上で、アシスタント期間についても、従前から比べると長期化をしているというような御指摘をいただいておりますが、アシスタント期間についても1～3年程度ということで、先ほど御指摘いただいた数字とは少し違うのではないかなと、私どもがお聞きしている期間としては、その程度ではないのかなと承知をしておるところでございます。

また、産業振興的な観点でビジョンをというようなことございまして、その点については先ほども御指摘をいただいたところでございますので、今後の施策におきまして重要

な御指摘として受け取らせていただきたいと思います。

その上で、先ほど離職率の問題等について、就業後のミスマッチも問題ではないかということで、私どものほうから答弁させていただいた点について、御指摘を頂戴いたしました。その点については、私どもとして何か制度的な問題ではなく、厚生労働省として関心を持っていないということでは決してございません。やはり離職率が高いという点については、私どもとしても十分重要的な課題として認識をしてございます。

この点は、直近でも美容師のほうでもそのような御指摘もあったところでございまして、私どもとして、現在足下では、例えばそうした養成校と就職後のサロンとの間で、例えば美容の世界においては、どのような形でコミュニケーションを取っていらっしゃるのか、そうした接続がスムーズにいくように、ミスマッチをできるだけ低減していくように何かよい実践をされているような事例はないかということで調査もさせていただいているところでございます。理容・美容に限らず、同じようなシチュエーションがあろうかと思しますので、こういったところは好事例を広めていく等々、就業後のミスマッチの対策といったところもしっかりとやっていきたいということで射程に入れさせていただいているところでございます。

また、過去の制度改正の評価のところにつきまして、私どもとしては実地修練については、1年の養成施設を卒業した後、1年間実地修練でということではございましたが、ただ、その制度におきましては、実地修練を開始するに当たって届出を出して、受け入れ店舗における実地修練の計画書を一応出させていただいてということではございましたが、次第に時間が経過するにしたがいまして、こういった内容が行われているのかといったところについては大分形骸化してきてしまった面があるというような評価がございまして、なかなか技術の修得をその中で行っていくという点においては、十分な効果がなかったというような評価があって、平成7年において改正が行われたと承知をしてございますので、そうした反省の下で、現在の学校における修練の考え方があるといったことで認識をさせていただいているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○菅原委員 一言だけいいですか。ほかに手を挙げている方がいらっしゃるのでも簡単に。

いずれにしても、平成7年のときに調査をしたということであれば、制度改正後の効果検証をお願いしたい。当初の目的に沿った形の結果が出ているのかをきちんと示していただきたい。

もう一つ、先ほどカリキュラムの話なども出ていたのですが、提案者側に任せきりではなくて、制度をつくったのは厚生労働省なので、カリキュラムの中身など実効性があるような形になるように、現場と寄り添って一緒になって作っていただきたいと思えます。検討会の立ち上げは、是非検討いただければと思えます。ありがとうございます。

○中川座長 阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 意見としては、各委員が御指摘されたこと同様ですが、本日のお話を伺っ

て驚いていることがございます。

先ず一点目は、現在のカリキュラムができて30年、抜本的な見直しが全然されていないということです。2017年に改定があつて、それ以前は9年間改定がなかった訳ですね。そして、2017年から7年経っているわけですが、この7年間で色々な社会の変化、価値観の変化がある中で、率先してこの制度が現実的に現場できちんと機能できているのかという議論をしない行政の方々の対応に大変びっくりしております。

もう一点は、50%が離職して3年以内で80%が離職する、養成機関というのは職業訓練を目指した専門教育をしているところです。教育機関がこの現状を見て、教育機関等の矜持を持って、教育機関としても問題はないのかということや自らが問題意識を持っていなかったのかという点も非常に驚いています。教育機関として自分たちが教育した人たちが80%も辞めていく現状を教育者として、教育機関としてどのように思っているのかということを、是非伺いたいと思っています。

更に申し上げれば、美容業界はアジアの中で注目されているクールジャパン分野ですね。これを所轄する厚生労働省の方々がビジョンの策定を全くしていないということにも驚いています。専門職養成機関と業界というものに対してビジョンを策定していないとのことですが、これは早急にやるべきだと思います。そのための委員会を早急に立ち上げるべきだと私は強く思います。

平成7年の改訂では、実地修練が効果的ではなかった、労働環境がよくなかったゆえの改定だった訳ですね。従つてその点に関しては今は問題がないのだということだと思います。今回のご提案で、現場の方々は実地修練を学校の管理下で、教育中のカリキュラムの一貫として実地修練をやりたいとおっしゃっているわけです。これは現場に丸投げして任せるわけではなくて、教育機関の管理の下できちんとした実習カリキュラムを設定して実習をしていくという事ですね。基本的に医学教育などでも現地臨床研修などがあるわけですから、そういったものを設定していくということだと思います。その実習を担うサロンを選ぶためのガイドラインは当然必要だと思うので、そういったガイドラインがしっかりしていれば、解決の糸口が見えるのではないかと思います。

おっしゃったように、美容業界も同じ問題を抱えていると思うのです。2年間の教育の在り方がどうか。これは理美容全体を含めて、厚生労働省は見直しを含めてやるべきだと思います。せつかくこういう提案があるのですから、この提案をただ議論して何年も何年も委員会を開いて、結局結論が出ないということではなくて、特区での実証と併走しながら問題解決を早くしていくという意味で、何らかの形で特区でやるためにはどうしたらいいかということや厚生労働省も考えていただいて、これは実施していくべきなのではないかなと強く思います。

この意見に対して、厚生労働省はどうお答えになるのでしょうかということが、私の質問でございます。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○諏訪課長 厚生労働省でございます。

私どもといたしましても、直近での改正から7年ほど経過をしておるといところでございまして、資料にも掲載をさせていただいてございますように、まず、そのフォローアップをしてレビューをしていきたいと考えてきたところでございます。

また、離職の問題で先ほど来、率を御提示いただいておりますけれども、私どもとしては一定の高い離職の状況があるということでお聞きしておるところでございますが、先ほどおっしゃっていただいたほどのものなのかどうか、公的なデータ上、私どもとしても今、手持ちの中では、そういったところまでの率なのかどうかというところで、それを議論の中で前提の数字としてよいのかどうかというところでは、少し疑義があるのかなと考えているところではございます。

その上で、私どもとして、先ほど2年目は実務実習でということ御提案がございしますが、今、委員に御指摘をいただいておりますように、学校として2年目に、今でも少しは実務実習という形でやっておりますところはありますが、それを大幅に拡大いたしまして、2年目は例えば丸々外でということになると、教育の中で計画を作り、それを学校の教育課程の責任の下で実施していくというのはなかなか難しいのではないかとすることは、私どもとしては、教育課程の中でこれをやるということの難しさというのはあるのだろうなと思ってございます。この仕組みの中で、最終的に責任を持っていただくのは学校であるというのは、なかなか難しい仕組みなのではないかとすることで懸念点としては思っているという状況でございます。

そのほか、ビジョン、あるいは検討会等々の御指摘につきましては、先ほどほかの委員からも御指摘をいただいた点として、私どもとして受け止めさせていただきまして、今後の政策の参考にさせていただきます。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

何をやるにも懸念があることは当たり前のことでありますし、皆さんが提示された懸念も私も懸念として考えております。ですが、懸念があることが当たり前だという前提の中で、実施するために何をしたらいいかという視点で厚生労働省も考えていただくと、よりよい案ができてくるのではないかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○中川座長 落合委員、お願いします。

○落合座長代理 1点だけお伺いしたいのですけれども、平成7年のときの見直しの点です。このときは見直しの理由と言いますか、立法事実みたいなところについてお伺いしますと、厚生労働省提出資料の7ページのほうで書いていただいております厳しい労働環境下に置かれということ、この部分が理由ということによろしかったでしょうか。

○諏訪課長 今の落合委員の御指摘は、実地修練の廃止に関わる部分についてでよろしかったでしょうか。

○落合座長代理 そうです。

○諏訪課長 その点については、今、御指摘をいただいた7ページの三つ目の○のところ

でございます。この当時におきましては1年で学校を卒業し、その時点においては全ての技術について十分に修学ができていた状況ではございませんので、その1年が終わった段階では十分ではないところを実地修練の形で補っていくということが所期の目的とされてきたところでございます。

ただ、その点におきましては、元々実地修練が昭和30年ぐらいにできた当時の元々の考え方として、その前は本当に丁稚奉公的に弟子という形に入ってという形ではございましたので、そこを少なくともしっかりとした制度において、そういう丁稚奉公からは脱却をするということではございました。

ただ、平成7年においてレビューをした際におきましては、実地修練におきましては当然受入れ店舗に、その後、就職をされるということが前提になってございまして、そこで1年目が実地修練という形になっていたかと思いますが、そこにおいて、まだなかなか十分な技術が身につけていない中におきましては、かなり色々な準備作業とか、そういったところで業務を担わされて、その中で長時間働かされて、労働が大変厳しいものであったという評価があったということ。

他方で、本来期待をしていた教育的な効果といったところについては、十分に体系立った形で各店舗においてやっていただくということはなかなか難しかったということであったという評価があったということで、必ずしも効果的に行われているとはいえなかったというような最終的な評価になったと認識をしております。

以上です。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

従前の実地訓練、平成7年より前なので随分前だと思いますが、課題があったところで、それをそのまま戻すものではないことは当然あるかと思えます。

14ページのほうでいただいていた提案内容を認めた場合の懸念で書いていただいている中で、そもそも実地修練における弊害で出ていたのが、労働環境の問題であったりだとか、その後の就職との関係だったり、もしくは体系的知識の取得という話もありました。

そういったところは、どういう形で最終的に組んでいくかにも係ってくると思えますので、要するに完全に理論と実務を分離した形で実地修練だけに任せるのかどうか、というか並行して行ったりだとか、そういうことであつたりも見えるとは思いますが、結局混在してしまうと難しいというようなお話もあつたようには思いますが、実際にそこで一定の弊害が起こっていたわけではないとも思えます。そういう意味では、実地修練というか、現地で実施することを組み合わせること自体は可能性があると思えますので、どう組み合わせるかまでは、最終的にビジョンを持って決めるべきでないかという気がします。特にここで申し上げるものでもないように思いますが、是非御再考いただけないかと思っております。

以上です。

○中川座長 ほかに御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。

○安念委員 安念です。提案者に1点だけ伺ってよろしいですか。三ツ星サロンで実務実習を受けるということなのですが、これは受け入れてもらえるものですか。1年基本的に座学をした、そう言うのは失礼だけれども、サロンではまだまだ全然実戦力にはならないと思うのですが、そういう生徒を受け入れてもらえるものですか。その見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○設楽代表理事 現場のサロンからしましては、逆に1人でも欲しいぐらいだと思います。三ツ星サロンというところはもちろん環境がいいところなのですが、三ツ星サロンに限らず、逆に現場のサロンからしますと、1人でも多く生徒が欲しいというのが本音であります。

○中川座長 それは技術的に未熟であって、その人の研修と言いますか、修学をさせながらということであっても、三ツ星サロンというところは、そういう方を受け入れることはやぶさかではないというか、大歓迎だろうということでしょうか。

○設楽代表理事 そうです。三ツ星サロンでなくても大歓迎だと思います。今の理美容学校全体で生徒が減少している中で、これだけサロンが増えていますから、生徒1人でも何とかして集めたいという現状です。それがなかなかサロンに人が回ってこないという状況下でありますから、どういった環境であろうと、とりあえず自分のサロンに生徒を入れたい、送り込んでいただきたいというのは。

○中川座長 あまり誤解を受けないような説明をいただきたいのですが、要は労働力として三ツ星サロンに修学いただくというのは、制度の趣旨としては多分認められないのだと思います。三ツ星サロンが大歓迎だということについて、それはきちんと修学というようなことを果たしていただけるということを前提にして受け入れていただけるのかというのが安念委員の御質問ですから、そういった趣旨でお答えいただいたほうがよろしいかと思えます。

○阿曾沼委員 その件に関して、阿曾沼ですが一つよろしいですか。

先ほど私は教育者、教育機関としての問題を申し上げましたが、当然現場の問題も大きいわけありますから、今おっしゃったように三ツ星サロンが受けるときに、果たして今懸念されている就業環境の問題だとか、もしくは本当に修練として効果的なのか、効果を上げるにはどうしたらいいのか、それによって離職者が少なくなるとか、何かきちんとした運用デザインなり計画案や評価指標というものがもしあれば、それも併せて御説明いただきたいと思えます。

○丸山理事 丸山と申します。よろしく申し上げます。

今日の話は、ものすごく僕としては先生方から、前回といたらおかしいですけども、そこよりも前向きな話でめちゃくちゃ嬉しいなと思っています。僕は現場主体でずっとやっているので、最初に通信教育から始まって、それで1年間座学をやって、次はインターンをやって、それでサロンに入りながらお店を独立したという経緯なのですが、その当時は確におっしゃるとおり、労働環境はものすごくきつかったので、給料も低い

中で、すごい環境の中で働かされていたというのは正直感じています。

ただ、座学を1年間学んで、今度1年間実習というか、お客様をある程度触れるというか、実習をやれることによって、スタイリストになっていくスピードも断然速さが違ったような気がするのです。だから、基本的にどうしても現場でどれだけ、何ぼ人形を触っても全然スピードが上がらないので、お客様の施術の中で、色々な会話のことであったり、僕らは接客業でもあるので、そういう人間関係の作り方というのも結構学べて、僕は5年間ぐらいで独立をしたのです。基本的に4年間で修得レベルはものすごく、学校よりは早く上がってしまったので、自分もその都度スタイリストになってお客さんもたくさんつけられたし、そういうことをやって独立ということがものすごく早い段階でいったというのも事実です。

僕がちょうど働いているときは、本当にブラックが当たり前だったので、その当時、そういうところにあまり執着してなかったですけども、ただ、技術を覚えていくスタンスというのは現場主体でやっていかないとものすごく遅いような気がするのです。例えば2年で学校で座学と実技とかを教えられたとしても、ほぼ使えないことが出てきたら起こるので、僕らも2年間の卒業生を採用させていただいて教育していくときには、また一からやっていくというのが現状なのです。そこを僕らとしては短時間に、もしくは短くできれば給料も上げられるし、その子の未来もものすごく明るいと思っているので、そういうのが本当に昔みたいになったほうが、僕の中ではいいのではないかなと、正直ずっと思いながら三十何年間、美容業務をやっています。

○阿曾沼委員 先ほど私が言ったことなのですが、あくまでも教育ですから、学校の管理下の中で実習をやっていくということは、教育カリキュラムの中でチューターがいて実習をして、その成果をちゃんと評価するということが教育として必要だと思うのです。それをきちんと受けてくれるサロンの体制をどのように考えるのかということをお示しただけないと、そこはみんなが理解できないということで申し上げていると理解しています。よろしくをお願いします。

○中川座長 菅原委員、どうぞ。

○菅原委員 私も提案者の方をお願いというか、申し上げたいのは、サロンで昔のような実地研修をきちんとするためには、サロン側がそれを教育研修だという認識を持って、かつてのような劣悪な労働環境ではないということと、きちんと担保しないと、かつての技能実習制度と同じように、単純に技能実習を国際協力でしていたのに、労働力として使い切ってしまったということで、かなり人権問題も含めて出てきたというのがあるのです。

それと同じように決してするつもりもないでしょうし、しないように、そこは以前の制度改正のときと同様なことを繰り返さないように、どう学生の安全とか、そういうものを担保できるか、学生にとってとてもよい教育環境をつくれるかというところの条件とかをきちんと整備するというところを示していただいたほうが、この話は円滑に進んでいくのではないかと思います。

○丸山理事 僕のところのサロンでは、アカデミーというのが基本的にありまして、営業内レッスンというのをやるのです。だから、本当はサロンの中で働いて実習するところを外れて、営業内で8時間レッスンをずっとさせるというすごいカリキュラムを持っているのです。彼らにそのカリキュラム自体も見てもらえば、どれだけのことをやっているかということがよく分かっていただけたらと思うのです。

もしくは先生が言ってくださったように、厚生労働省の方と一緒にそういう会議をさせていただけるのであれば、そういう資料とかを持ってくるので、やっているところ、やっていないところがあるかもしれないですけども、うちはこれだけのことをやっているというのは証明できると思うのです。そういうのがあるので、本当に現場主体の話もしっかり聞いていただきたいなというのは正直思っています。

○中川座長 ありがとうございます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

○設楽代表理事 先ほど生活衛生課の諏訪課長のほうがおっしゃっていましたが、先ほど委員の先生方から検討会のお話もいただいて、私どもとしては、是非お願いしたいなという考え方ではあります。

先ほどからお聞きしている中で、何度も業界の全体的な意見を聞いているという話でしたけれども、おそらく理容組合とか、そういった固定の団体の御意見を聞いて、それがこういう改定案とかになっているような気がいたしております。

ただ、組合自体が本当に8%とか、20%という加入率が低い団体であると、生活衛生16業種の中でも最低の加入率という、そういった組織のところに意見を求めても、我々の考えている現場と解離ができてくるような感じがするのです。ですから、我々の現場の声をもう少し生活衛生課は聞いていただきたいというのが本音です。そこをもう少し、そういう既得団体ではなくて、こういった理美容学校であったり、現場の利用者の声を聞くという機会を是非設けていただきたい。それは本当にお願いしたいと思っております。

○中川座長 ありがとうございます。

すごく時間が過ぎてしまいましたので、そろそろという感じなのですが、私どもは、御提案者にも厚生労働省にも申し上げたいことがたくさんあるような状況で今日のワーキンググループヒアリングは推移していったように思います。元々美容師法という法律が何を守ろうとしているのかについて、やや、まだ理解ができていないという部分があって、公衆衛生とか、そういうものが保護法益だとしたら、厚生労働省がおっしゃっているような、例えばヘアカラーとかパーマ等とか、そういう総合技能を身に付けられないというような部分については全く理解ができないというのが私の気持ちであります。

もしもそうだとしたら、これは業行政と言いますか、参入障壁をある一定のクオリティを保つための業行政としての法律だとすると、多分、参入障壁が高すぎて参入してくれる人がほぼいなくなってしまう。あるいは若い人が全然いなくなってしまうというような状況で、それに対して若い人をもっと入れて稼げるような、実態に合ったようなもの

にしていきたいというのが今回の御提案者の提案になっているのかなと私は理解しております。

いずれにしましても、厚生労働省がおっしゃっている現在の法律の非常に抽象的な立ち位置で、このようにお答えになるのだろうかなどは思うのですけれども、おそらく今日のワーキンググループヒアリングで明らかになったのは、多分、厚生労働省も日本ビューティー創生本部も業界としてできるだけ活性化したようなものにしてほしいという思いは一緒だと思います。

ですので、ほとんどの委員が申しあげましたけれども、理容業界、あるいは理容師というものが、もっと若い方に魅力的なものになるために、どのような方策ができるのかということについては、今の法律の立ち位置とか、そういうものに固執することなく、どういったことができるのかというようなスタンスで、厚生労働省、それから、日本ビューティー創生本部に限らない理容業界の方の声を聞きながら、何ができるのかというようなことを御相談いただけるような場を是非設けていただきたいなと私は思います。今後の行政の政策の参考にさせていただくということではなく、是非そういうような検討会を設けていただきたいなと、私どもワーキングの委員としては考えております。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、非常に長い間、議事の進行が悪くて申し訳なかったのですけれども、これもちまして「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に関するワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。